

## 山形市防災対策課公式Xアカウント運用方針

### 1 目的

山形市防災対策課公式Xアカウントを、災害時などに緊急情報・避難情報を伝達する手段として、さらには災害に関する情報を収集する手段として役立てようとするものです。

### 2 山形市防災対策課公式Xアカウントの名称及びURL

名 称 山形市防災対策課

URL <https://twitter.com/yamagatabousai>

### 3 運用責任者

山形市総務部防災対策課長

### 4 情報投稿者

山形市総務部防災対策課職員

### 5 運用時間及び利用方法

- (1) 情報は、気象警報の発令時や災害の発生時など、不定期に発信します。
- (2) 利用者は、山形市防災対策課公式Xアカウントの閲覧、フォロー、リプライの投稿等を自由に行うことができます。

### 6 投稿等への対応

山形市防災対策課公式Xアカウントは、情報の発信を主な目的とするため、利用者からのリプライ等に対しては原則として個別の対応は行いません。市政全般に関するご意見等については、山形市公式ホームページ「みんなの意見・提言」コーナー (<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/about/1003701.html>) をご利用ください。

ただし、寄せられた質問に対し、その回答を広く周知する必要があると判断した場合は、回答を含む内容の記事を新たに投稿することで対応します。

### 7 禁止事項

山形市防災対策課公式Xアカウントに、次の禁止事項に該当するリプライ等が寄せられたときには、投稿者に予告なくその投稿内容の全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 特定の個人、企業、国及び地域を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (2) 山形市防災対策課を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 営業活動、政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する活動を目的とする内容
- (4) 山形市又は第三者の知的財産権（著作権、商標権、肖像権等の権利）を侵害する内容
- (5) 法律、法令等に違反している内容、又は違反するおそれがある内容

- (6) 公序良俗に反する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、個人のプライバシーの侵害に関わる内容
- (8) コンピュータウイルス等を含む有害なプログラム
- (9) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (10) 山形市防災対策課が発信した情報に対して著しく乖離する内容
- (11) X利用規約に反する内容
- (12) その他山形市総務部防災対策課が不適切と判断した内容

## 8 個人情報の保護

山形市防災対策課公式Xアカウントで取得した個人情報については、山形市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）に基づき、適切に取り扱います。

## 9 知的財産権

- (1) 山形市防災対策課公式Xアカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権は、山形市又は山形市以外の原作者に帰属します。
- (2) 山形市防災対策課公式Xアカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、山形市防災対策課公式XアカウントへのリンクやXの「リポスト」機能による情報掲載については、無断での複製・転用には当たりません。

## 10 免責事項

- (1) 山形市は、利用者が山形市防災対策課公式Xアカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) 山形市は、利用者により投稿されたリプライ等の内容について、一切の責任を負いません。
- (3) 山形市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 山形市防災対策課公式Xアカウントへのリンクを設定している山形市以外の方が管理するホームページ等の内容について、山形市は一切関与しません。これらリンク元のページに記載されている意見、主張、立場及び見解は、山形市の意見、主張、立場及び見解を意味するものではありません。山形市は、山形市防災対策課公式Xアカウントへのリンクを設定しているリンク元のページの内容及びそれを利用したことによるいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5) 山形市防災対策課公式Xアカウントに掲載するリンクから市以外のウェブサイトを利用したことによって、損害、損失が発生した場合でも、山形市はいかなる責任も負いません。

(6) 山形市は、当運用方針を予告なく変更することがあります。

#### 1.1 適用

この運用方針は、平成31年4月1日から適用します。

この運用方針の一部改正は、令和2年4月17日から施行します。

この運用方針の一部改正は、令和2年12月21日から施行します。

この運用方針の一部改正は、令和5年12月11日から施行します。